読者プレゼント付き広報いばらきアンケート企画実施要項

（目的）

第１条　広報いばらき（以下「広報誌」という。）で、広報誌や市政に関する感想、意見等に回答いただくアンケートを行うことで、市民の声をより良い広報誌づくりや市の事業に活かすとともに、アンケートのプレゼントの候補となる商品又はサービス（以下「候補商品等」という。）の登録を希望する市内事業者（以下「登録希望事業者」という。）を募ることにより、まちの魅力発信と地域経済の振興を図ることを目的とする。

（企画概要）

第２条　本企画の概要は、次のとおりとする。ただし、市が作成又は保有する物品等をプレゼントとして決定する場合は、この限りではない。

（１）プレゼントは市が購入する。

（２）プレゼントの当選者は毎月５人程度とする。

（３）プレゼントの内容、事業者名等を、アンケートと併せて広報誌に掲載する。

（４）市は、アンケートの応募者から抽選で当選者を決定し、引換券を送付する。

（５）当選者は、原則引換券を店舗または事業所（以下、「店舗等」という）に持参し、プレゼントを受け取る。なお、引換期限は引換券に記載するものとする。

（登録希望事業者及び候補商品等の基準）

第３条　登録希望事業者及び候補商品等は、市内に店舗等がある事業者であって、自社商品又はサービスであること。また、茨木市広告事業実施要綱（平成 19 年４月１日 実施）及び茨木市広告掲載基準に適合する事業者及び商品・サービスでなければならない。

２　候補商品等は次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）１件あたりの金額が、1,800 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内であること。

（２）当選者が無償で引換券とプレゼントの引き換えができること。

（３）市内の店舗等で引き換えが行われるものであること。

（購入・掲載事業者の決定）

第４条　登録希望事業者は、本要項を遵守し、広報いばらきアンケート企画に係るプレゼント候補商品等登録申請書（様式１）を、市が指定する方法で、申請しなければならない。

２　市は、前項の申請のあった登録希望事業者及び候補商品等が前条に規定する基準を満たす場合、当該事業者を登録事業者として登録し、通知する。

３　市は、原則登録事業者が登録した候補商品等の中から、プレゼントを決定する。

４　市は、決定したプレゼントを登録した登録事業者（以下「掲載事業者」という。）に対し、

原則として掲載号の発行日から起算して１か月前までに、広報いばらきアンケート企画に係るプレゼント候補商品等の購入・掲載決定通知書（様式２）により通知する。

（変更等の届出）

第５条　登録事業者は、登録申請書等の記載内容に変更が生じた場合又は登録継続の意思を失った場合には、広報いばらきアンケート企画に係るプレゼント候補商品登録等変更・辞退届（様式３）を、まち魅力発信課に提出することにより届け出るものとする。

（購入・掲載の取消し）

第６条　市は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、掲載事業者の決定を取り消すことができるものとする。

(ア)申込内容に虚偽があったとき。

(イ)掲載事業者がプレゼントの提供を適切に行うことができないとき。

(ウ)掲載事業者から辞退の申出があったとき。

(エ)前各号に掲げるもののほか、掲載が適切でないと判断するとき。

（広報誌の原稿作成）

第７条　掲載事業者は、原稿作成に必要な商品写真の電子データ等を市が求める場合は、速やかに対応するものとする。

２　市は、掲載事業者に掲載案を送付し、確認の機会を設けるものとする。

３　原稿の最終決定は、市が行うものとする。

（プレゼントの提供方法）

第８条　プレゼントは、原則として市が作成する引換券により、掲載事業者の店舗等において当選者が引き換えるものとする。ただし、この方法によりプレゼントの提供をし難いときは、掲載事業者は事前に市と協議の上、市が適当と認める場所又は方法によりプレゼントの提供を行うものとする。

２　当選者への引換券の発送は、市が行うものとする。

３　引換券には、シリアルナンバー及び引換期間を印字するものとする。

４　掲載事業者は、引換期間内に引換券を持参した当選者に対し、広報誌に掲載したプレゼントを提供するものとする。

５　プレゼントの提供が直ちにできない場合は、掲載事業者の責任及び負担において郵送等の措置を講じるものとする。

６　掲載事業者は、プレゼントの提供をする際に、当選者に対して商品の購入、体験等の責務を課してはならない。

（実績報告）

第９条　掲載事業者は、プレゼント引換完了または引換期限の満了後、速やかにプレゼント

の引換実績を、市が指定する方法で報告するものとする。

２　市は、掲載事業者の実績報告の完了後、1か月以内に代金の支払いを行う。

（損害賠償）

第10条　市は、事業者がプレゼントの提供を履行せず、市、当選者又は第三者に不利益が生じた場合は、事業者に損害賠償を請求することができる。

（掲載事業者の責務）

第11条　プレゼントの内容に関し生じた責任は掲載事業者が負う。

（その他）

第 12 条　この要項に定めのない事項は、茨木市企画財政部まち魅力発信課において定めるものとする。

附則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。